

報 道 資 料

「奈良県中央卸売市場関連事業者の募集について」

奈良県中央卸売市場では、県民の皆様の安定した生活のため、生鮮食品等の取引の適正化とその円滑化に取り組んでいます。

今回、場内関連店舗補充のため、事業者を広く募集します。

(1) 募集事業者の種類

青果物・水産物以外の品目を取り扱う卸売事業者及び飲食店等の事業者。業種については特に制限はありません。但し、公序良俗に反する業種及び施設の利用上不都合な業種は除きます。

(2) 店舗面積等

27.5㎡～220㎡(1F2F合計面積)

※1Fのみの使用も可能です。

(3) 使用料等

使用料：1ヶ月1㎡当たり1,320円(減免後使用料、消費税等別途加算、滞納がないこと等の条件有)※1 額は平成25年度分限りです。(予算措置ができれば平成27年度まで延長の予定。)※2 減免を適用しない場合、1ヶ月1㎡当たり2,520円(消費税等別途加算。)となります。

保証金：2,520円/㎡・月×3ヶ月分×使用面積(㎡)(消費税等別途加算。)

(4) 受付期間

随時問い合わせ・受付けを行いません。

(5) 問い合わせ先等

大和郡山市筒井町957-1

奈良県中央卸売市場 業務課 検査統計係 (管理棟2F)

TEL 0743-56-7004(直通)

(日祝休日以外の午前9時～午後5時)

なお、詳細については別添「奈良県中央卸売市場関連事業者募集案内」をご覧ください。

奈良県中央卸売市場関連事業者募集案内

奈良県中央卸売市場では関連棟空店舗への入店を募集しています。

* 関連事業者とは、卸売市場内で、知事の許可を受けて買出人その他市場の利用者に便益を提供するための業務を行う事業者です。

募集の内容は次のとおりです。

1 所在地	大和郡山市筒井町957-1、関連店舗棟内。
2 募集する事業者の種類	① 本体市場の取扱品目（青果物・水産物）以外の品目を取り扱う卸売事業者。
	② 飲食店等市場の利用者に便益を提供する事業者。
	鳥肉、パンを取り扱う店舗は現在ありませんので、特に入店の応募をお勧めします。 業種については特に制限はありませんが、公序良俗に反する業種及び施設の利用上不都合な業種等は除きます。
3 募集店舗面積	27.5㎡～ 220㎡(1F2F合計面積)。複数の店舗の申込み可能です。
4 使用形態	1F2Fを共に使用及び1Fのみを単独で使用することも可能です。
5 施設使用料	1ヶ月 1㎡当たり 1,320円（減免後使用料、消費税等別途加算、滞納がないこと等の条件有 ※1 平成25年度（予算措置ができれば平成27年度まで延長予定 ※2 減免を適用しない場合、1ヶ月1㎡当たり2,520円（消費税等別途加算）
6 保証金	2,520円/㎡・月×3ヶ月分×使用面積（㎡）（消費税等別途加算）
7 申込できない者（欠格事由・奈良県中央卸売市場条例第31条）	① 破産者で復権を得ないもの。
	② 禁固以上の刑に処せられた者または市場法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの。
	③ 関連事業の許可の取り消しを受け、その取り消しの日から起算して3年を経過しないもの。
	④ 法人であってその業務を執行する役員のうち①から③の1に該当する者がいるとき。
	⑤ 関連事業の業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。
8 問い合わせ先及び許可申請用紙交付場所等	① 大和郡山市筒井町957-1 奈良県中央卸売市場 業務課（管理棟2F） 電話 0743-56-7004（直通） （日祝休日以外の午前9時から午後5時まで間隨時お問い合わせ下さい）
	② 説明及び面談の上、許可申請用紙等をお渡しします。
9 選考方法等	書類審査、信用調査、面接の結果に基づき、卸売市場の業務の適性かつ健全な運営及び施設の適正な利用の観点より選考します。選考結果は別途通知します。
10 許可の取り消し	申請者が提出した書類に虚偽があったとき及び誓約書に違反したときは許可を取り消すことがあります。
11 詳細	奈良県中央卸売市場市場（ www.pref.nara.jp/1756.htm ）ホームページ参照